組合員の皆様へ

次のような場合は土地改良区への届出が必要です

毎年4月1日現在の土地原簿、組合員名簿を基準に新年度の賦課金を算定しますので、下記の権 利移動があった場合は必ず届出をお願いします。

- 〇 農地を売買又は交換したとき、または、相続、贈与されたとき
- 農地を貸借したとき、または、解約したとき
- 後継者に経営移譲するとき
- 組合員が亡くなられたとき、または、住所や電話番号が変わったとき
- 〇 農地を農用地以外(宅地等)に転用するとき
- 〇 公共用地(道路等)に買収されたとき
- ※ 農地転用や公共事業による買収で地区除外をされる場合は 決済金 の納付が必要です。
- ※ 農業委員会、法務局等の公共機関で土地の権利移動の手続きをされても、土地改良区に届 出がなければ、土地原簿、組合員名簿の修正は行われませんので、ご注意ください。
- ※ 届出用紙は当土地改良区に設置またはホームページに掲載しております。ご希望により郵送 いたしますのでご連絡ください。

関係法 土地改良法第42条 権利義務の承継及び決済 土地改良法第43条 組合員の資格得喪の通知義務

土地原簿閲覧について

賦課金の算定基礎となる土地原簿は、当土地改良区事務所にて閲覧することができますので、ご 希望の方はお申出くださいますようお願いいたします。

准組合員について

土地改良法に基づく組合員は、その土地についての耕作者であり、土地改良区の賦課金は組合員 に対して賦課されます。(所有者の申出により農業委員会が承認した場合は、所有者が組合員) 組合員ではない土地の所有者が賦課金を納付するためには、准組合員の加入申込が必要となり、 かつ、耕作者の同意を得て、賦課金の分担の申出が必要となりますので、ご注意ください。 詳しくは当土地改良区までお問合せください。

水路などを使用したいとき

<土地改良区の管理施設の使用または廃止には申請が必要です>

土地改良区が管理している水路や土地を排水放流や進入路などで利用したい場合には、土地改良 区への申請が必要となります。また、公共下水道や農業集落排水への排水接続などのために、管理 施設を使用しなくなった場合にも届出をお願いします。届出がない場合には通知書が発行されます ので、ご注意ください。



豊沢ダム上流部



豊沢ダム下流部 (中央奥は堰堤)

4月



取水塔 (貯水率 5%)

よる流 入がない 水路 いは 年間使 交互に通 心要な

令和5年度 令和6年度 平 均(30年間) 287.70 282 67

昭和 48 年度

豊沢ダム貯水量及び雨量 Fm3 24000 事前放流水位 EL298.32m 22000 21, 773 Fm3 2000 14000 4000 2000 200